個人市民税が改正
～パートの年収100万円以下で配偶者控除の対象に～

平成二年度分の個人市民税が改正されましたので、主な改正内容をお知らせします。

■パート収入や内職などの所得についての改正

①給与所得控除の最低控除額の引き上げ

給与所得控除の最低控除額が六十五万円（改正前五十七万円）に引き上げられました。このことにより、パート（給与）収入のみで年収百万円（改正前九十万円）以下の人は、所得で三十五万円以下となりますので、配偶者控除や扶養控除の対象となります。

②内職等所得者の必要経費の最低保障額の引き上げ

家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人などの事業所得や雑所得に係る必要経費の最低保障額が六十五万円（改正前五十七万円）に引き上げられました。

■所得控除の改正

①配偶者控除、扶養控除の適用対象者の所得要件について

配偶者控除、扶養控除を受けられる所得限度額が引き上げられ、かつ勤労所得、不労所得（利子、配当、不動産など）所得の区分が廃止されました。所得限度額などは表1のとおりです。

②特定扶養親族の新設

扶養親族のうち年齢十六歳以上二十三歳未満の人を「特定扶養親族」とし、三十五万円の控除額が新設されました。平成二年度分の申告においては、昭和四十二年一月二日から昭和四十九年一月一日までに生まれた扶養親族が該当することになります。

③老人控除対象配偶者・老人扶養親族について

老人控除対象配偶者・老人扶養親族について「障害者に該当しない者」という制限がなくなりました。その結果、寝たきり状態の七十歳以上の父母などを自宅で看護している場合の扶養控除額が六十三万円（改正前三十六万円）と大幅に引き上げられました。

④配偶者特別控除の改正

配偶者特別控除を受けることのできる本人の合計所得金額の限度額が、一千万円（改正前八百万円）に引き上げられるとともに、控除額の計算方法が簡素化され、控除額も最高三十万円（改正前十四万円）に引き上げられました。改正後の控除額早見表は、表2のとおりです。

このことにより、配偶者が給与収入のみの場合、年収百三十五万円（改正前百六万五千円）未満の人が配偶者特別控除の対象となります。

⑤寡婦控除の特例の新設

寡婦控除について、扶養親族である子を有し合計所得金額が三百万円以下である場合は、控除額を三十万円とする特例が新設されました。

⑥基礎控除額などの引き上げ

基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの控除額が表3のとおり引き上げられました。

⑦寄附金控除の新設

自らの住所地の県共同募金会に対して、年間十万円を超える寄附をした場合、その超える部分の金額を控除する寄附金控除が新設されました。

この控除を受けるためには、県共同募金会の発行する証明書を添付して申告する必要があります。なお所得税の確定申告における寄付金控除の中に含まれている場合は、寄付金欄に共同募金会分を内書きしなければなりません。

⑧障害者控除の対象者の範囲について

障害者控除の対象となる障害者の範囲に、一定の精神障害者が加えられることとなりました。この控除を受けるためには、申告の際、県知事発行の「精神保健福祉カード」を提示する必要があります。「精神保健福祉カード」の申請などについては、保健所へ問い合わせ下さい。

■白色事業専従者控除限度額の引き上げ

白色事業専従配偶者については八十万円（改正前六十万円）、白色事業専従の配偶者以外の人については四十七万円（改正前四十五万円）に控除限度額が引き上げられました。

■株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の新設

平成元年四月一日以後に行う株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税で源泉分離課税を選択した場合を除いて、他の所得と分離して、市民税四%（県民税二%）の税により、申告を通じて課税されることとなりました。

問い合わせ　市民税課へ

〈表1〉

配偶者控除、扶養控除を受けられる所得限度額

配偶者等の所得の種類	改正前	改正後
給与収入のみの場合	給与収入90万円以下（給与所得で33万円以下）	給与収入100万円以下（給与所得で35万円以下）
不動産所得等の不労所得のみの場合	10万円以下	35万円以下

〈表2〉

配偶者特別控除額早見表

	配偶者の合計所得金額	控除額
控除対象配偶者の場合	0～58,333円	300,000円
	58,334～116,666	250,000
	116,667～174,999	200,000
	175,000～233,333	150,000
	233,334～291,666	100,000
	291,667～349,999	50,000
	350,000	0
控除対象配偶者でない場合	350,001～408,333	300,000
	408,334～466,666	250,000
	466,667～524,999	200,000
	525,000～583,333	150,000
	583,334～641,666	100,000
	641,667～699,999	50,000
	700,000～	0

例

① 配偶者が、給与収入のみで950,000円の場合

給与収入		給与所得控除		合計所得金額
950,000円	－	650,000円	＝	300,000円

→配偶者特別控除額　50,000円

② 配偶者が、給与収入のみで1,100,000円の場合

給与収入		給与所得控除		合計所得金額
1,100,000円	－	650,000円	＝	450,000円

→配偶者特別控除額　250,000円

〈表3〉

改正された所得控除額

所得控除の種類	控除額 改正前	控除額 改正後
基礎控除	28万円	30万円
配偶者控除	28	30
老人控除対象配偶者	29	35
同居特別障害者	36	51（老人配偶者のとき56）
扶養控除	28	30
特定扶養親族	―	35
老人扶養親族	29	35
同居特別障害者	36	51（特定または老人扶養親族のとき56）
同居老親等	33	42（特別障害者のとき63）
障害者控除	24	26
特別障害者	26	28
寡婦控除	24	26
特別寡婦	―	30
寡夫控除	24	26
勤労学生控除	24	26

サッカーの釜本邦茂さんらを迎え
2月に「就職者のつどい」

今春三月に高校などを巣立ち就職する人たちの社会への門出を祝福、激励するため、今年も「就職者のつどい」を二月に開催します。

今回は、かつてのメキシコ五輪で日本サッカーチームが銅メダルに輝いた時の原動力となり、世界的な名選手として活躍した釜本邦茂さん＝写真＝を迎え「熱いハートを燃やせ」と題してお話をしてもらいます。また、新潟交通人事部長の南雲良一さんからは「職業人としての心構え」のテーマで、豊富な知識や体験を盛り込み語りかけていただきます。

日時　二月十九日午後一時～四時半

会場　市公会堂

申し込み　市労政課（☎内線２５３４番）へ

求人企業のガイドブック
掲載企業を募集

市雇用促進協議会では、新規学卒者の採用を予定している企業を紹介する「企業ガイドブック」を今年も刊行、掲載企業を募集します。このガイドブックは、毎年地元企業の内容を的確に伝える公的情報誌として好評ですので、求人企業はぜひ参加下さい。

仕様　B５判、一社見開き二ページ・写真三枚程度、資料請求はがき付き

発行日・部数　五月初旬（予定）、五千部

配布先　大学約二百校、短大約百校、東京などでの就職ガイダンス参加者、ほか

掲載料　四万四千円

申し込み　二月二十八日までに、掲載原稿と掲載料を添えて市労政課（第一分館三階、☎内線２５３４番）へ

医療費控除による所得税の還付申告を受け付けます

給与所得者で昨年中に支払った医療費がある方のための還付申告相談会を開催します。

相談日　一月二十六・二十九・三十・三十一日

受付時間　午前九時半～十一時半、午後一時半～三時半

会場　税理士会館（営所通二）

持ってくるもの　印鑑、筆記用具、源泉徴収票、医療費の領収書、還付金振込先の金融機関名と口座番号のメモ

問い合わせ　新潟税務署（☎229－2151）へ

冬期基礎トレーニング教室

日時　1月23日～2月27日毎週火・金曜日、午後7時～8時半（10回コース）
会場　鳥屋野総合体育館（☎241－4600）
対象　市内在住の社会人
内容　エアロビクス、筋力トレーニング、レクリエーション、太極拳など
経費　入場料1回100円
申し込み　初日の23日午後6時45分までに会場へ

グループワーク講座
君は宝石だ　～探しませんか？君の輝き～

日時　2月1・7・15・22日、3月1・8日、午後6時45分～9時（6回コース）
会場　青年の家
対象　市内在住・在勤の青年、先着20人
内容　レクリエーションを通して、自分自身の良さを探し、仲間とともに成長を図っていくものです。
申し込み　会場（☎244－6766）へ

建築パース作図講習会

日時　2月1日～3月29日毎週木曜日午後6時15分～9時、および2月25日、3月11・25日午前9時～午後4時
会場　市高等職業訓練校（藤見町1）
定員　10人　**受講料**　7,000円（教材費含む）
申し込み　1月31日までに電話で会場（☎271－2535）へ
※月曜日は休館です

青少年問題研究会
「問題行動を持つ子供の背景とその対応」

日時　2月6日午後1時半～4時40分
会場　市教育相談センター（上大川前通8）
内容　講演「今の子供たちをどうとらえればよいか」（石田幸平新大教授）、分科会…地域における子供の問題行動、女子の問題行動、登校拒否
定員　先着120人
申し込み　青少年補導センター（☎222－8600）へ

生活設計相談

日時　1月29日午前10時半～午後3時半
会場　大和新潟店7階
内容　健全な家計運営に役立つ生活設計
相談員　県貯蓄生活設計推進員
問い合わせ　県貯蓄推進委員会（日本銀行新潟支店内、☎222－3101）へ

ワイヤレスマイク工作教室

日時　2月4日午前10時～午後2時半
会場　自然科学館
定員　小学5年生以上、24人（応募多数のときは抽選）　**参加費**　1,500円
申し込み　往復はがきに住所・氏名・学校名・学年・電話番号を記入し、1月28日（当日消印有効）までに会場（〒950女池蓮潟東2010－15 ☎283－3331）へ

離乳食講習会

対象　生後4カ月に達した赤ちゃんをお持ちのお母さん、または保育している人
内容　離乳の上手なすすめ方、離乳食の作り方、試食と話し合い
持ち物　母子健康手帳

月日	会場	時間	申し込み
1・25	西保健所	午後1時15分～3時15分	当日会場へ

成人病食事相談

持ち物　みそ汁の塩分テストを希望する方は汁のみ100cc、基本健康診査などで血圧、血糖の検査データ（お持ちの方のみ）

月日	会場	時間	申し込み
2・1	東保健所	午前9時～11時	電話で会場へ

献血車「ゆうあい号」

※正午から午後1時まで受付休みます。

月日	会場	時間
1・21	ジャスコL新潟店青山ゲート前（青山2）	午前10時～午後4時
1・22	新潟技術学園（上新栄町）	午前10時～午後4時半
1・24	三菱金属㈱新潟製作所（小金町）	午前9時半～午後4時
1・26	トヨタカローラ新潟㈱（和合町1）	午前9時～11時
1・26	日産プリンス新潟販売㈱（幸西3）	午前9時～11時
1・26	東京学館新潟高校（鐘木）	午後1時～4時
1・27	JR新潟駅前（花園1）	午前9時半～午後3時
毎日	古町献血ルーム（古町7、アーケード内）	午前10時～午後1時
毎日	古町献血ルーム（古町7、アーケード内）	午後2時～5時半

安産教室

内容　安産体操、分べんの経過ほか
持ち物　母子健康手帳、筆記用具、体操のできる服装（パジャマのズボン可）
申し込み　電話で各会場へ

月日	会場	対象	受付時間
2・15	西保健所	6～7月分べん予定の妊婦30人（先着順）3回コース	午前9時～9時10分（正午終了予定）
2・7	東保健所	5～6月分べん予定の初産婦30人。2回コース	午前9時～9時半
2・14	石山地区保健センター	5～6月分べん予定の初産婦30人。2回コース	午後1時～1時半

家庭看護教室

日時　2月7、14、22日午後1時15分～4時（3回コース。14日は午前9時半～正午）
会場　坂井輪地区保健センター
内容　家庭看護の実習、保健婦の話、ほか
定員　先着30人　**申し込み**　電話で会場へ

保健婦による健康相談

老人保健法「健康手帳」のある人はお持ち下さい。

地区	月日	会場	時間
松浜・南浜・濁川	1・22	＊北地区保健センター（午後は医師による相談）	午前10時～正午　午後1時～3時
大江山	1・26	＊大江山農村環境改善センター	
坂井輪	1・24	＊有明福祉会館	
坂井輪	1・26	＊寺尾中央公園自治会館	
中野小屋	1・25	笠木公民館	

＊印は栄養相談もあります